

INFORMATION

1個別健診(成人歯科健診)

日程	場所
6月15日(木)～10月31日(火)	健診実施医療機関

2個別検診(子宮頸がん検診)

日程	場所
7月1日(土)～11月30日(木)	検診実施医療機関

3出張がん検診(大腸がん検診)

日程	受付時間	場所	持ち物
7月15日(土)	9:00～12:00	ザ・ビッグ鹿島台店(鹿島台木間塚字小谷地295-1)正面入口	受診料、検査容器

4集団検診(子宮頸がん検診)

地域	日程	受付時間	場所
鹿島台	7月19日(水)～21日(金)		鹿島台保健センター
田尻	7月24日(月)	8:30～9:00	大貫地区公民館
		9:30～10:00 12:30～13:30	※受け付けは10:00まで
	7月25日(火)・26日(水)		田尻スキップセンター

5集団検診(乳がん検診)

地域	日程	受付時間	場所
三本木	7月19日(水)～21日(金)	8:30～9:00 9:30～10:00 12:30～13:30	三本木保健福祉センター

6集団健診(内容は日程により異なります)

受付時間(全日程): 7時30分～10時30分

申し込みをした人に、各種健診の受診票を送付しています。申し込みをしていない人でも受診できますので、詳しくは問い合わせください。健診を受けて、病気の早期発見しましょう!

おおさき市民健診

健康推進課 健康増進担当

各総合支所市民福祉課



▲市ウェブサイト

地域	日程	場所	実施する健(検)診
古川	7月3日(月)～6日(木)	古川保健福祉プラザ(fプラザ)	結核・肺がん、胃がん、大腸がん 特定健康診査・健康診査、肝炎ウイルス、骨粗しょう症、前立腺がん、歯と歯肉の相談
	7月7日(金)	旧清滝小学校体育館	
	7月11日(火)・12日(水)	敷玉地区公民館	
	7月13日(木)・14日(金)	東大崎地区公民館	
	7月21日(金)、24日(月) ～27日(木)	古川保健福祉プラザ(fプラザ)	
	7月28日(金)	旧高倉小学校体育館	
	7月4日(火)・5日(水)	長岡地区公民館	
	7月6日(木)・7日(金)	宮沢地区公民館	
	7月11日(火)・12日(水)	古川南部コミュニティセンター	
	7月13日(木)・14日(金)	西古川地区公民館	
鳴子温泉	7月20日(木)・21日(金)	敷玉地区公民館	特定健康診査・健康診査、結核・肺がん、胃がん、大腸がん、肝炎ウイルス、骨粗しょう症、前立腺がん、歯と歯肉の相談
	7月28日(金)	旧清滝小学校体育館	
	7月31日(月)	古川保健福祉プラザ(fプラザ)	
	7月5日(火)	鬼首基幹集落センター	
	7月6日(木)・7日(金)	川渡地区公民館	
岩出山	7月8日(土)	鳴子スポーツセンター	特定健康診査・健康診査、結核・肺がん、胃がん、大腸がん、肝炎ウイルス、骨粗しょう症、前立腺がん、歯と歯肉の相談
	7月10日(月)・11日(火)	中山コミュニティセンター	
	7月27日(木)～29日(土) 7月31日(月)	岩出山文化会館(スコーレハウス)	

表1 国民健康保険税の軽減判定所得額(下線部が変更点)

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯
5割	43万円+29万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯
2割	43万円+53万5,000円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯

国民健康保険税(国保税)は、前年所得による「所得割額」、国保加入者の人数に応じた「均等割額」、加入世帯に対する「平等割額」の3つの項目の合計額です。

国民健康保険税

國民健康保険税(国保税)は、前年所得による「所得割額」、国保加入者の人数に応じた「均等割額」、加入世帯に対する「平等割額」の3つの項目の合計額です。

課税限度額の変更

国保税の課税限度額は、外の世帯は85万円)でした。が、令和5年度から104万円(介護保険料対象外の世帯は87万円)に変更となります。

低所得者に係る国保税軽減額は、皆さんが支え合う制度です。保護保険料は、65歳以上(第1号被保険者)の人は、基準額を基に所得段階別に決められています。40歳から64歳まで(第2号被保険者)の人は、基準額を基に所得段階別に決められています。

介護保険料

なったとき、誰もが安心して介護サービスを受けられるようになります(表2)。

表2 後期高齢者医療保険の軽減判定所得(下線部が変更点)

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
5割	43万円+(29万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
2割	43万円+(53万5,000円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の第1段階数-1)以下の世帯

表3 介護保険料基準額(昨年度からの変更点はなし)

段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階 世帯全員が住民税非課税	・生活保護を受給している人 ・老齢福祉年金を受給している人 ・本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.3	22,900円
	本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.5	38,200円
	本人の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える人	基準額×0.7	53,500円
第4段階 本人が住民税非課税	本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.9	68,700円
	本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える人	基準額×1.0	76,400円
第6段階	合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	91,700円
第7段階	合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	99,300円
第8段階	合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	114,600円
第9段階	合計所得金額が320万円以上の人	基準額×1.7	129,900円

※保険料は基準月額(6,370円)×12月×保険料率(100円未満切り捨て)です。

※各保険料(税)の通知書は、7月中旬に送付します。年金から引き落としの人は、8月上旬に送付します。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の賦課内容が見直されます

被保険者)の人が、国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険税として世帯主が納めます。また、職場の医療保

険制度に加入している人は、医療保険料と一緒に設定される介護保険料率と給与に応じて決められ、給与から徴収されま

(表3)